足立区区民農園設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、家庭菜園づくりをとおして、食料・農業に対する理解を深め、あわせて緑化推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第５８号）等の関係法令に基づき、区内の土地につき区長が適当と認めたものを、区が一定の期間を定めて土地所有者から土地を借用し、足立区区民農園（以下「農園」という。）を設置する。

（利用者の資格）

第３条　農園を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯及び団体とする。

（１）　足立区に住所を有する世帯及び団体

（２）　園芸に熱意があり、利用期間を通じて耕作できる世帯及び団体

（３）　現に耕作可能な土地を所有していない世帯及び団体

（区画・面積）

第４条　農園の区画面積は、世帯利用区画について約１５平方メートル、団体利用区画について約１００平方メートルとする。

（利用区画）

第５条　農園利用者が利用できる区画は、全農園を通じて１世帯又は１団体につき１区画とする。ただし、同居する者はすべて１世帯とみなし、世帯利用と団体利用との重複利用はできない。

（運営費の負担）

第６条　農園の利用者は、区が農園を維持運営するために要する経費の一部（以下「運営費」という。）として、世帯利用は年額６，０００円、団体利用は１００平方メートル区画で年額４万円を指定する期日までに納入しなければならない。ただし、区長が必要と認めた場合は運営費の納入を免除することができる。

２　第１６条の規定により利用者として承認された補欠者が利用する場合の運営費の負担は、別に定める。

（運営費の返還）

第７条　すでに納入した運営費は返還しない。ただし、利用者の責任によらない理由により利用できなくなった場合で、区長が特に認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（利用申込）

第８条　農園の利用を希望する者は、別に定めるところにより申込期間内に区長に対し利用申込をしなければならない。

（利用者の決定）

第９条　区長は、前条の規定による利用申込について、第３条に定める資格及び第５条ただし書き並びに別に定める要領その他の資格要件を審査し、農園の利用者（以下「利用者」という。）を決定する。ただし、申込数が募集数を超えたときは抽選による。

２　区長は、利用者を決定したときは、利用者に対して区民農園利用申請書・誓約書を提出させ、納付書による運営費の納付を求める。

３　区長は、前項に規定する運営費の納付を確認したときは、当該利用者に足立区区民農園利用者証を交付する。

（利用期間）

第１０条　農園の利用期間は、原則として区長が定める利用開始日から翌々年の２月上旬までを限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、区長は必要があると認めたときは、利用期間を変更することができる。

（転貸の禁止）

第１１条　利用者は、理由のいかんにかかわらず、利用の決定をうけた土地を他人に転貸してはならない。

（利用の決定の取消）

第１２条　区長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その利用の決定を取消することができる。

（１）　第３条に定める利用者の資格要件に該当しなくなったとき。

（２）　利用者が一定期間農園を利用しないとき。

（３）　利用者が指定する期日までに運営費を納入しないとき。

（４）　この要綱又は別に定める利用要領、募集要領等の条件に違反したとき。

２　区長は、都合によりやむを得ず、利用期間内に農園を休廃止する必要があるときは、その利用の決定を取消すことができる。

（利用の辞退）

第１３条　利用者は、転居その他の理由により農園の利用を辞退するときは、速やかに農園利用辞退届を区長に提出しなければならない。

（原状回復）

第１４条　利用者は、利用区画の土地の利用期間が終了する期日までに利用区画の土地を原状に復し、区長に返還しなければならない。

２　前２条により利用の決定を取消された者及び利用を辞退した者は、利用区画の土地を速やかに原状に復し、区長に返還しなければならない。

３　利用者が前２項による義務を履行しないときは、耕作物等の所有権を放棄したものとみなし、区長が耕作物等を廃棄する。

（利用内容）

第１５条　利用者は、農園の利用に伴う地上権、耕作権その他一切の権利を有しない。

（利用者の補欠）

第１６条　第９条第１項に定める抽選を行った場合は、利用者とは別に補欠者を若干名決定し、利用の決定を取消された者又は辞退者が出た場合は、補欠者を順次利用者として決定する。その利用期間は、利用の決定を取消され、又は辞退した者の残余の期間とする。ただし、農園を耕作するに十分な残余期間がないときは、この限りではない。

（危険負担等）

第１７条　区長は、天災、盗難及び病害虫による耕作物、その他の物の損害に対し、一切の責任を負わない。

２　区長は、第１２条第２項により利用期間内に農園を休廃止した場合の耕作物、肥料等については補償義務を負わない。

（委任）

第１８条　この要綱に定めのない事項は別に定める。

付　則

この要綱は昭和５５年１月１６日から施行する。

付　則

この要綱は昭和５８年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成７年３月４日から施行する。

付　則

この要綱は平成８年３月２日から施行する。

付　則

この要綱は平成９年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成１３年１２月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成１５年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成１９年１０月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は平成２０年１０月２２日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に利用している農園の利用期間については、なお従前の例による。

付　則（２１足産産発第４６５号　平成２１年６月１０日　産業経済部長決定）

この要綱は、平成２１年６月１０日から施行し、改正後の第７条ただし書の規定は、同年３月１日以後の利用から適用する。

付　則（５足産産発第２７５４号　令和６年１月１７日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（７足産産発第１９８７号　令和７年１０月２０日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。